

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和3年2月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和3年2月26日（水曜日）午後1時28分～午後3時 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第5号「守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について」（可決） （2）議案第6号「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」（可決） （3）議案第7号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」（可決） （4）議案第8号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」（可決） 【その他】 小中学校の現状について（指導室） （1）指導室の業務状況について （2）児童生徒の様子 （3）児童生徒・教職員の交通事故の現状 （4）いじめの状況（1月末現在） （5）不登校の現状（1月末現在）

	(6) 長期欠席児童生徒の状況（1月末現在） 各課業務報告 ○学校教育課 （1）入札結果 （2）改修工事等の進捗状況 （3）GIGAスクール構想実現のための工事等の進捗状況 （4）体育館の照明（LED化）について ○生涯学習課 （1）入札結果 （2）会議等の開催 （3）工事等進捗状況 （4）新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 （5）その他 ○学校給食センター （1）学校給食実施状況 （2）賄材料費執行状況 （3）生鮮野菜使用率 （4）その他 ○中央図書館 （1）入札結果 （2）審議会の開催 （3）新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 （4）イベント等 （5）その他
4 今後の状況	次回は、令和3年3月24日（水曜日）午後1時30分から開催予定

令和3年2月教育委員会定例会 会 議 資 料

日 時 令和3年2月26日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年2月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年2月26日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- 議案第 5 号 守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について
（生涯学習課）
- 議案第 6 号 守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）
- 議案第 7 号 守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について
- 議案第 8 号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について

4 協議事項

な し

5 報告事項

なし

- （1）小中学校の現状について（指導室）
- （2）各課からの業務報告
- （3）守谷市都市計画審議会委員の選出について

議案第 5 号

守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則について

守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 3 年 2 月 26 日原案 決

提案理由

社会教育委員の会議を開催するに当たり、今後、書面審議を行う可能性があるため、書面審議についての規定を設けるものです。

議 案	頁 数
5 号	1

守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市社会教育委員の会議運営規則の一部を改正する規則

守谷市社会教育委員の会議運営規則（昭和31年守谷町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

第4条を削る。

第5条の見出し中「の招集」を削り、同条第1項中「場合に」の次に「議長が」を加え、「ものとする」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに議長及び副議長がともに欠けたときの会議は、教育長が招集する。

第5条に次の2項を加える。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（会議の招集の特例）

第6条 議長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

第8条中「会議に諮って決定する」を「別に定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案	頁数
5号	2

守谷市社会教育委員の会議運営規則新旧対照表

改 正	現 行	改正理由
(議長及び副議長) 第3条 (略) 2 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。 (削除)	(議長及び副議長) 第3条 (略) (新設) (議長及び副議長の職務) 第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。 2 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。 (会議の招集) 第5条 会議は、必要がある場合に____招集するものとする。 ____ ____ ____ 2 (略) (新設) (新設)	第4条 (議長及び副議長の職務)を第3条 (議長及び副議長) 内に記載し、第4条を削除するもの。 会議の招集、開催、定足数及び議決についてを第4条 (会議) にまとめるもの。

で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (削除)	(会議の定足数及び議決) 第6条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 (部会) 第7条 (略) (新設)	書面会議の開催について規定する条を追加するもの。
(新設)	(新設)	会議の庶務の所管課を規定するもの。
(補則) 第8条 この規則に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、議長が別に定める。	(補則) 第8条 この規則に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。	(補則) 第8条 この規則に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、議長が別に定める。

議案第 6 号

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
について

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年守谷市規則
規則第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和 3 年 2 月 26 日原案 決

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である守谷市民交流館維持管理事業について、守谷市民交流館利用許可申請書等の様式を、料金改定等を見込んだ内容に改正するものです。

議 案	頁 数
6 号	1

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 0 年守谷市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 4 号までを別紙のとおり改める。

議 案	頁 数
6 号	2

様式第1号(第3条関係)

守谷市民交流館利用許可申請書

申請者		申 請 日	年 月 日
		受 付 番 号	
団 体 名			
氏 名			
住 所			
電 話 番 号			
利 用 目 的			

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用について、次のとおり申請します。

利 用 施 設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和 室 1	月 日 ()	: ~ :	時間 × 円 = (円)
和 室 2	月 日 ()	: ~ :	時間 × 円 = (円)
多目的ホール	月 日 ()	: ~ :	時間 × 円 = (円)
利 用 人 数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利 用 料 合 計	金 円		免 除
備 考			受 付 印

※太枠内は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

守谷市民交流館利用許可書兼領収書

申請者		許可日	年 月 日
		許可番号	
団体名			
氏 名			
住 所			
電話番号			
利用目的			

守谷市民交流館の利用について、次のとおり許可します。

なお、利用を取り消す場合は、利用する日の10日前までに、この書面と申請者の印鑑を持参の上、窓口で手続きしてください。(守谷市民交流館利用取消届出書を提出してください。)

守谷市長



利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和 室 1	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和 室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免 除
備 考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。

様式第3号(第4条関係)

守谷市民交流館利用変更許可申請書

申請者		申請日	年 月 日
		受付番号	
団体名			
氏名			
住所			
電話番号			
利用目的			

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり申請します。

【変更前】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除

【変更後】

利用施設	利用月日(曜日)		
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
備考			受付印

※太枠内は記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)

守谷市民交流館利用変更許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
利用目的		

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり許可します。

守谷市長



【変更前】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除

【変更後】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品			
利用料合計	金	円	免除
変更額	金	円	
備考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市民交流館設置及び管理に関する規則の様式による用紙で、現に残在するものは、当分の間、必要の修正を加え、なお使用することができる。

守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正	現行
様式第1号(第3条関係)	様式第1号(第3条関係) 参考資料ア
様式第2号(第3条関係)	様式第2号(第3条関係) 参考資料イ
様式第3号(第4条関係)	様式第3号(第4条関係) 参考資料ウ
様式第4号(第4条関係)	様式第4号(第4条関係) 参考資料エ

参考資料ア
【改正前】

様式第1号(第3条関係)

守谷市民交流館利用許可申請書

		申 請 日	年 月 日
申請者		受 付 番 号	
団 体 名			
氏 名			
住 所			
電 話 番 号			
利 用 目 的			

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用について、次のとおり申請します。

利 用 施 設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和 室 1	月 日 ()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
和 室 2	月 日 ()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
多目的ホール	月 日 ()	: ~ :	時間× <u>250</u> 円=(円)
利 用 人 数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	<u>机・椅子・パネル・座卓・座布団・湯呑・コップ</u>		
利 用 料 合 計	金 円		免 除
備 考			受 付 印

※太枠内は記入しないでください。

参考資料イ
【改正前】

様式第2号(第3条関係)

守谷市民交流館利用許可書兼領収書

申請者		許可日	年 月 日
		許可番号	
団体名			
氏 名			
住 所			
電話番号			
利用目的			

守谷市民交流館の利用について、次のとおり許可します。

なお、利用を取り消す場合は、利用する日の10日前までに、この書面と申請者の印鑑を持参の上、窓口で手続きしてください。(守谷市民交流館利用取消届出書を提出してください。)

守谷市長



利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和 室 1	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
和 室 2	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× <u>250</u> 円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	<u>机 ・ 椅子 ・ パネル ・ 座卓 ・ 座布団 ・ 湯呑 ・ コップ</u>		
利用料合計	金	円	免 除
備 考			領収済日付印

※太枠内は記入しないでください。

様式第3号(第4条関係)

守谷市民交流館利用変更許可申請書

申請者		申 請 日	年 月 日
		受 付 番 号	
団 体 名			
氏 名			
住 所			
電 話 番 号			
利 用 目 的			

守谷市長 宛て

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり申請します。

【変更前】

利 用 施 設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和 室 1	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
和 室 2	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× <u>250</u> 円=(円)
利 用 人 数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	<u>机・椅子・パネル・座卓・座布団・湯呑・コップ</u>		
利 用 料 合 計	金	円	免 除

【変更後】

利 用 施 設	利用月日(曜日)		
和 室 1	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
和 室 2	月 日()	: ~ :	時間× <u>50</u> 円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間× <u>250</u> 円=(円)
利 用 人 数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	<u>机・椅子・パネル・座卓・座布団・湯呑・コップ</u>		
利 用 料 合 計	金	円	免 除
備 考			受 付 印

※太枠内は記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)

守谷市民交流館利用変更許可書兼領収書

申請者	許可日	年 月 日
	許可番号	
団体名		
氏名		
住所		
電話番号		
利用目的		

守谷市民交流館の利用の変更について、次のとおり許可します。

守谷市長



【変更前】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間×250円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	机・椅子・パネル・座卓・座布団・湯呑・コップ		
利用料合計	金 円	免除	

【変更後】

利用施設	利用月日(曜日)	利用時間	利用料
和室 1	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
和室 2	月 日()	: ~ :	時間× 50円=(円)
多目的ホール	月 日()	: ~ :	時間×250円=(円)
利用人数	人 (各室5人以上50人以内)		
使用する備品	机・椅子・パネル・座卓・座布団・湯呑・コップ		
利用料合計	金 円	免除	
変更額	金 円		
備考			領収済日付印

※利用料に変更がある場合には、変更額に利用料合計の【変更後】－【変更前】の金額を記入してください。

※太枠内は記入しないでください。

議案第 7 号

守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を、令和3年守谷市議会3月定例会月議会に提出することについて、承認を求める。

- 1 令和2年度守谷市一般会計補正予算（第4号）教育委員会所管分
 - (1) 歳入予算 P 1～5
 - (2) 歳出予算 P 6～9

令和3年2月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年2月26日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長が、教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

議案	頁数
7号	1

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- （2） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（中略）

- （4） 法第29号の意見の申し出に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 8 号

事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について

令和3年4月1日に発令を予定する教育委員会事務局職員の人事に関する件について、守谷市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、教育長に専決させる。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 3 年 2 月 26 日原案 認

提案理由

教育委員会事務局職員の人事については、他部局の任命権者と関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて承認を求めるものです。

議 案	頁 数
8 号	1

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（中略）

- (6) 教育長及び教育委員会の事務局並びにその所管に属する教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時又は非常勤の職員に係るものを除く。

○守谷市教育委員会事務専決規程

第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務の教育長による専決について必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育委員会は、その会議を招集する暇がないとき、又はその会議が成立しないときは、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年守谷町教育委員会規則第3号）第2条に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃については、輕易なものに限る。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。